令和２年10月14日

一般社団法人広島県資源循環協会　代表理事　様

広島県環境県民局産業廃棄物対策課長

（〒730-8511広島市中区基町10-52）

「低濃度ＰＣＢ含有廃棄物に関する測定方法」の改定について（通知）

　県行政の推進については，日ごろから御協力をいただき，厚くお礼を申し上げます。

　さて，このことについて，令和２年10月12日付け環循規発第2010121号及び環循施発第2010121号において環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から，別紙１のとおり通知がありました。

　今般の改定により，令和元年12月20日付けで，新たに無害化処理認定制度の対象に追加されたＰＣＢ濃度が5,000mg/kgを超え100,000mg/kg以下の汚泥，紙くず，木くず，繊維くず，廃プラスチック類といった可燃性のＰＣＢ汚染物等のＰＣＢ濃度が100,000mg/kg以下であるか否かを確認するための分析方法等が追記されました。

　また，各章ごとの主な変更内容については，別紙２のとおりです。

　ついては，貴会員に周知いただくようお願いします。

担当　適正処理グループ

直通　082-513-2963

　（担当者　木ノ下）